

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	最上町 (063622)
地域名 (地域内農業集落名)	赤倉 (赤倉、作造原、一刎)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	151 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	79 ha
② 田の面積	77 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	27 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	22 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

○赤倉地区では、水稻、そば、アスパラガス、サトイモの作付けを中心としており、現状の担い手が耕作を継続および現状維持の意向が多いが、将来的には特に水稻作付農家の後継者不足が懸念。圃場が山間部で条件不利地が多く、新たな担い手につないでいけるかどうか課題がある。

○作造原地区では、現状の担い手が水稻、そば、ウリイ等を作付けしている。山あい位置する農地がほとんどであり、イノシシ等鳥獣被害被害が深刻。対策を講じないと営農に支障が出ている。

○一刎地区では、水稻、そばの作付け、高収益作物としてアスパラガスがある。全体的に将来的な農業の後継者が不足しており、営農継続に課題がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

○赤倉地区で継続して水稻およびそばの作付が可能な農地については、現状を維持していく方向性だが、将来的に担い手不足が予想される。アスパラガス、サトイモ等の高収益作物を主体とした農業経営が想定される。

○作造原地区では、ほとんどの農地が山間部等に位置する条件不利な圃場である。現状を維持しながら、今後について検討を重ねていく。

○一刎地区では、現状を維持していくが、将来的な農業の後継者が不足しており、営農継続に課題がある。今後について検討を重ねていく。

○水路・農道、農地保全管理等維持管理については、多面的組織の協力を踏まえながら対応していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	14	%	将来の目標とする集積率
			60 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地数の減少及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
可能な限り、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積および団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手の経営意向・所有者の意向に配慮し、農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
可能性を模索しつつ、検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市町村やJAと連携し、既存の経営体への支援、新たに就農を希望する経営体に支援をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内で農作業の効率化を図るため、機械の問題等で個人で作業が困難になっている場合には、農業支援サービス事業者への農作業委託を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化、輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ等の鳥獣害被害が拡大しないよう対応策を講じるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに役場との連携ができるようにする。
- ③ドローン等を活用した農作業の省力化を模索していく。
- ④地区の合意形成の下、畑地化にかかる事業を検討していく。
- ⑦保全等を進める区域については、地区内の合意形成を図り、遊休農地化しない対応を検討していく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の状況などを考慮の上、必要な農業用施設の整備を進めていく。
- ⑨耕畜連携が可能な場合には、検討をしていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		アスパラガス	0.4 ha	ha	アスパラガス	0.4 ha	ha	7	
到達		水稲、サトイモ	2.4 ha	ha	水稲、サトイモ	2.4 ha	ha	9	
到達		水稲、アスパラガス、そば	1.9 ha	ha	水稲、アスパラガス、そば	1.9 ha	ha	1	
認農		水稲、そば、防除受託	2.5 ha	ha	水稲、そば、防除受託	2.5 ha	ha	6	
認農		水稲、アスパラガス、山菜	3 ha	ha	水稲、アスパラガス、山菜	3 ha	ha	5	
利用者		アスパラガス	0.4 ha	ha	アスパラガス	0.4 ha	ha	10	
認農		水稲、そば、うるい	9.8 ha	ha	水稲、そば、うるい	9.8 ha	ha	8	
到達		水稲、サトイモ	1.2 ha	ha	水稲、サトイモ	1.2 ha	ha	7	
到達		アスパラガス、そば、甘藷	2.5 ha	ha	アスパラガス、そば、甘藷	2.5 ha	ha	3	
到達		アスパラガス、タラノメ	2.6 ha	ha	アスパラガス、タラノメ	2.6 ha	ha	11	
認農		アスパラガス、おうとう、そば	1.3 ha	ha	水稲、アスパラガス、おうとう	1.3 ha	ha	4	
計	11経営体		20.8 ha	0 ha		20.8 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名(氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	もがみ中央農業協同組合	防除等農薬散布仲介	水稻
2	(株)石山機工	防除等農薬散布	水稻
3	小国商事(株)	防除等農薬散布	水稻
4	新田ソバ団地組合	播種	そば
5	大場 幸一	播種	そば
6	最上町	刈取・乾燥調整	そば

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

赤倉地区 地域計画 目標地図

